

○大和高田市国際交流補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際交流事業の促進を図るとともに、市民の国際理解の増進、都市間交流の活性化、または本市の国際的魅力向上に資する国際交流事業を支援することを目的とし、国際交流事業を行う市内の団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付については、大和高田市補助金交付規則（平成12年6月22日規則第51号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 姉妹都市との友好交流事業
- (2) 継続して外国の都市と国際交流における啓発、普及を行える事業
- (3) 同一の事業に対し市、国又は他の地方公共団体から、いかなる金銭の交付も受けないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに完了する事業であること。
- (5) その他市長が認める国際交流事業

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、国際交流団体であって、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 団体を構成する正会員（法人を含む。）が10人以上であること。
- (2) 大和高田市内に活動拠点を有すること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、会計処理（予算、決算を含む。）を行っていること。

(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助の交付の対象となる経費及び補助額は別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 補助金の交付は、事業ごとに同一年度内において、1補助対象団体につき1回までとする。

(補助金の交付申請手続き等)

第5条 補助金の交付申請から補助金の交付までの手続は、規則第3条から第14条までの規定による。

(審査及び決定)

第6条 補助金の交付の決定は、提出された申請書類に基づき、予算の範囲内において、公正な審査のうえ、市長が行う。

2 審査にあたっては、事業の公益性、実現可能性、波及効果等を総合的に勘案するものとする。

(情報の公開)

第7条 補助金の交付決定を行ったときは、当該補助金にかかる補助対象団体及び補助対象事業の名称、補助金額その他必要な事項を市のホームページ等で公開することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表第1(第4条関係)

対象経費	補助額
旅費、印刷製本費、教材費、報償費、手数料、保険料、通信運搬費、委託料その他市長が認める経費	対象経費の2分の1以内の額

備考

1 国際交流事業にかかる補助金の合計は、1団体当たり20万円を限度とする。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。